

高崎市障害児通所給付費支給決定基準に関する要綱

(目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費の支給決定においては、公平性及び透明性を確保するため、法、児童福祉法施行令（昭和23年3月31日政令第74号。以下「施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給決定基準等)

第2条 支給決定基準を定める障害児通所給付費は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援とする。

2 前項の障害児通所給付費の支給決定における支給対象児及び支給量の1月当たりの上限（以下「上限支給量」という。）は、別紙に定めるとおりとする。

(支給決定等)

第3条 支給決定にあたっては、法、政令、省令、障害児通所給付費に係る通所給付費決定事務等について（事務処理要領）及び本要綱に基づき行うものとする。

2 前条第2項における上限支給量を超えた支給決定については、高崎市障害者自立支援判定審査会において「非定型支給決定」の支給が認められ、更に市長が必要と認める場合とする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。ただし、継続申請にかかる支給決定においては、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

高崎市障害児通所給付費支給決定基準 別紙

第1 児童発達支援

| | |
|-------|---|
| 支給対象児 | <p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児であって、以下のいずれかの要件を満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得していること。・難病（障害者総合支援法で対象としている疾患）の診断を受けていること。・主治医の診断書等で、療育的支援が必要と判断され、その状態が確認できること。（サービス更新時に隔年で確認）・高崎市こども発達支援センター又は児童相談所の意見書等により、療育的支援が必要と判断され、その状態が確認できること。（サービス更新時に隔年で確認）・特別児童扶養手当等の受給対象児となっていること。 |
| 上限支給量 | <p>申請者の意向及び高崎市が聴取した障害児の心身の状態、保護者の介護状況、障害児支援利用計画案、通所施設の受け入れ状況等を勘案し、以下の範囲で決定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・基準とする最大支給量 23日 <p>（ただし、当該月の日数から8日を控除した日数）</p> |

第2 医療型児童発達支援

| | |
|-------|--|
| 支給対象児 | <p>肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児。</p> <ul style="list-style-type: none">・機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であることの医師の意見書（診断書又は診療情報提供書）を提出すること。 |
| 上限支給量 | <p>申請者の意向及び高崎市が聴取した障害児の心身の状態、保護者の介護状況、障害児支援利用計画案、通所施設の受け入れ状況等を勘案し、以下の範囲で決定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・基準とする最大支給量 23日 <p>（ただし、当該月の日数から8日を控除した日数）</p> |

第3 放課後等デイサービス

| | |
|-------|--|
| 支給対象児 | <p>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に就学しており、以下の要件を満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得していること。 |
|-------|--|

| | |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・難病（障害者総合支援法で対象としている疾患）の診断を受けていること。 ・主治医の診断書等で、療育的支援が必要と判断され、その状態が確認できること。（サービス更新時に隔年で確認） ・高崎市こども発達支援センター又は児童相談所の意見書等により、療育的支援が必要と判断され、その状態が確認できること。（サービス更新時に隔年で確認） ・特別児童扶養手当等の受給対象児となっていること。 |
| 上限支給量 | <p>申請者の意向及び高崎市が聴取した障害児の心身の状態、保護者の介護状況、障害児支援利用計画案、通所施設の受け入れ状況等を勘案し、以下の範囲で決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準とする最大支給量 23日 (ただし、当該月の日数から8日を控除した日数) |

第4 居宅訪問型児童発達支援

| | |
|-------|--|
| 支給対象児 | <p>重度の障害の状態、人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態、又は重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児</p> |
| 上限支給量 | <p>申請者の意向及び高崎市が聴取した障害児の心身の状態、保護者の介護状況、障害児支援利用計画案等を勘案し、以下の範囲で決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準とする支給量 10日 |

第5 保育所等訪問支援

| | |
|-------|---|
| 支給対象児 | <p>保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児で、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの対象となる児（サービス利用の有無は問わない）。</p> |
| 上限支給量 | <p>申請者の意向及び高崎市が聴取した障害児の心身の状態、保護者の介護状況、障害児支援利用計画案等を勘案し、以下の範囲で決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準とする支給量 3日 |